国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

【趣旨】

本年5月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にする

→ 育児をする者も含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場の実現、公務の魅力向上

【概要】

育児休業法を改正し、

- ・育児時間について、1年につき人事院規則で定める時間の範囲内(10日相当)で勤務しないことができるパターンを選択可能に
- ・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

【現行】

• 2 h

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

- 2 h
- ①1日につき2時間の範囲内で勤務 しないこと
- ・2 h以上(1日単位で取得することも可)
- ②1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

<u>職員は、①②のいずれかを選択して</u> 取得可能

※民間労働法制の施行(民間育児・介護休業法等の一部改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)から遅れることなく実施